

平成十二年法律第二百四十九号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 基本方針及びマンション管理適正化推進計画等（第三条～第五条の二）
第三章 管理計画の認定等（第五条の三～第五条の十二）	第四章 マンション管理士
第四節 登録（第三十条～第三十九条）	第一節 資格（第六条）
第五章 マンション管理業	第二節 試験（第七条～第二十九条）
第六章 第一節 登録（第四十四条～第五十五条）	第三節 登録（第三十一条～第三十九条）
第二節 管理業務主任者（第五十六条～第六十九条）	第四節 義務等（第四十条～第四十三条の二）
第三節 業務（第七十条～第八十条）	
第四節 監督（第八十一条～第八十六条）	
第五節 雑則（第八十七条～第九十条）	
第六章 マンション管理適正化推進センター（第九十一条～第九十四条）	
第七章 マンション管理業者の団体（第九十五条～第一百二条）	
第八章 雜則（第一百三条～第一百五条）	
第九章 剽則（第一百六条～第一百十三条）	
附則	

(目的) この法律は、土地利用の高度化の進展その他の国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることに鑑み、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の認定並びにマンション管理士の資格及びマンション管理業者の登録制度等について定めることにより、マンションの管理の適正化の推進を図るとともに、マンションの管理における良好な居住環境の確保を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 マンション 次に掲げるものをいう。

イ 二以上の区分所有者（建物の区分所有者）に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条

二 同じ。が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の

あるもの並びにその敷地及び附属施設（同一団地内の土地又は附属施設（これらにに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物につては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

二 マンションの区分所有者等（前号イに掲げる土

地及び附属施設の同号ロの所有者をいう。）に規定する法人をいう。

三 管理組合 マンションの管理を行う区分所

有法第三条若しくは第六十五条に規定する團

体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所

有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

四 管理者等 区分所有法第二十五条第一項

（区分所有法第六十六条において準用する場

合を含む。）の規定により選任された管理者

又は区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により置かれた理事をいう。

八 マンション管理業者 第四十四条の登録を受けてマンション管理業を営む者をいう。

九 管理業務主任者 第六十条第一項に規定する管理業務主任者証の交付を受けた者をい

う。

二 当該都道府県等の区域内におけるマンショ

ンの管理の状況を把握するために当該都道府

県等が講ずる措置に関する事項

三 当該都道府県等の区域内におけるマンショ

ンの管理の適正化の推進を図るために策定し

る事項を定めるものとする。

一 当該都道府県等の区域内におけるマンショ

ンの管理の適正化に関する事項

二 当該都道府県等の区域内におけるマンショ

ンの管理の適正化の推進を図るために施策に

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

一 マンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 マンションの管理の適正化に関する目標の

3 基本的な事項

二 マンションの管理の適正化に関する目標の

4 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

五 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

六 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

七 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

八 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

九 基本方針及びマンションの管理の適正化推進計画等（第三条～第五条の二）

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

九 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

一 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

二 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

三 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

四 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

五 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

六 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

七 その他の当該都道府県等の区域内におけ

るマンションの管理の適正化の推進に関する事項

八 その他の当該都道府県等の区域内におけ

適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、指定試験機関が第十一条第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

一 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第十一条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

三 第十四条、第十六条第一項から第三項まで、第十九条又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第十五条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

六 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の規定による指定を受けたとき。

(指定等の条件)

第二十五条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十三条第一項の規定による指定、認可又は許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。前項の条件は、当該指定、認可又は許可による事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)
第二十六条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一

項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(国土交通大臣による試験事務の実施等)

2 國土交通大臣は、指定試験機関が第二十三条第一項の規定による許可を受け試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

三 第十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより第五十九条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)いわゆる次章において同じ)であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないもの)

六 心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるもの

七 前項の登録は、国土交通大臣が、マンション管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録)

第二十九条 国土交通大臣は、マンション管理士指定試験機関その他この節の規定の施行に関する事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録事項の変更の届出等」)

2 國土交通大臣は、マンション管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録)

第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる日から二年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられたれ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十二条第一項、第三十条第二項及び前項の規定により読み替えて適用する第三

四 第三十二条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

五 第三十三条第一項各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

六 第三十三条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

七 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(登録)

第三十一条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関その他この節の規定の施行に関する事項は、国土交通省令で定める。

2 自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行ついた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第三十二条 マンション管理士は、第三十条第二項に規定する事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 マンション管理士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

3 國土交通大臣は、マンション管理士

が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

三 第四十一条又は第四十二条の規定に違反したとき。

4 國土交通大臣は、マンション管理士が第四十一条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは

三 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより第五十九条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内にその法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)いわゆる次章において同じ)であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないもの)

六 心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行なうことができない者として国土交通省令で定めるもの

七 前項の登録は、国土交通大臣が、マンション管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録)

第三十三条 國土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、マンション管理士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の実施)

第三十四条 國土交通大臣は、マンション管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録)

第三十五条 マンション管理士の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

(登録免許税及び手数料)

第三十六条 國土交通大臣は、マンション管理士の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

(登録免許税)

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(登録機関)

第三十八条 第十一条第三項及び第四項、第十二条から第十五条まで並びに第十八条から第二十一条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは

たときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜることができる。

「第三十六条第一項」と、第二十四条第二項第七号、第二十五条第一項及び第二十八条第一号中「第十一項」とあるのは、「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(国土交通省令の委任)この節に定めるもののほか、マンション管理士の登録、指定登録機関その他のこの節の規定の施行に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(講習)この節に定めるもののほか、マンション管理士の登録、指定登録機関その他のこの節の規定の施行に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四節 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十条 マンション管理士は、マンション管理士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第四十一条 マンション管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、次条から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「登録講習機関」という。)が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下この節において「講習」という。)を受けなければならない。

(登録)

第四十二条 前条の登録は、講習の実施に関する事務(以下この節において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十一条の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準等)

第四十四条 国土交通大臣は、第四十一条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手續は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第四十五条 第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第四十六条 登録講習機関は、公正に、かつ、第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(登録事務の変更の届出)

第四十七条 登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十八条 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この節において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(講習事務の休廃止)

第四十九条 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電

子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び百十二条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならぬ。

2 マンション管理士その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

3 前号の書面の謄本又は抄本の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十二条 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十三条 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規定に違反していると認めるとときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十四条 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

1 第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

3 正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

4 前二条の規定による命令に違反したとき。

5 不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十五条 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第四十六条 登録講習機関は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他的事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十八条 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示) 場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第四十一条の十八 國土交通大臣は、次に掲げる登録を受ける。

一 第四十一条の登録をしたとき。

二 第四十一条の七の規定による届出があつたとき。

三 第四十一条の九の規定による届出があつたとき。

四 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 第四十一条の十五の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(秘密保持義務) 第四十二条 マンション管理士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限) 第四十三条 マンション管理士でない者は、マンション管理士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(国土交通省令への委任) 第四十三条の二 この節に定めるもののほか、講習、登録講習機関その他この節の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章 マンション管理業

第一節 登録

(登録)

第四十四条 マンション管理業を営もうとする者は、国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 マンション管理業者の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続きマンション管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第四十五条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、国土交通大臣に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 事務所(本店、支店その他の国土交通省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の名称及び所在地並びに当該事務所が第五十六条第一項ただし書に規定する事務所であるかどうかの別

三 法人である場合は、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)

五 第五十六条第一項の規定により第二号の事務所ごとに置かれる成年者である専任の管理業務主任者(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。)の氏名

六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十一号において「暴力団員等」という。)

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十一号において「暴力団員等」という。)

八 心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

九 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

十 法人でその役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 事務所について第五十六条に規定する要件を欠く者

十三 マンション管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

(登録の実施)

2 前条第一項各号に掲げる事項登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項をマンション管理業者登録簿に登録したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十六条 國土交通大臣は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第四十七条 國土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

3 第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、(登録事項の変更の届出)

4 第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、(登録の拒否)

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示) 場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第四十八条 マンション管理業者は、第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第九号、第十号又は第十二号のいずれかに該当する場合、(登録事項の変更の届出)

3 第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、(登録の拒否)

4 第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、(登録の拒否)

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第四十九条 國土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、マンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

第五十条 マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合においては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

二 第八十三条の規定により登録を取り消された、その取消しの日前三十日以内に、そのマンション管理業者の役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものとみなされる。

三 マンション管理業者登録簿等の閲覧

4 第八十二条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十一号において「暴力団員等」という。)

八 心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

九 マンション管理業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

十 法人でその役員のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者があるもの

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二 事務所について第五十六条に規定する要件を欠く者

十三 マンション管理業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

(登録の実施)

2 第四十四条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ国に納付しなければならない。

第五十二条 第四十四条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ国に納付しなければならない。

第五十三条 マンション管理業者の登録を受けた者は、マンション管理業を営んではならない。

マンションの区分所有者等に対し、管理業務主任者をして、当該管理事務に関する報告をさせなければならない。

3 管理業務主任者は、前二項の説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない。

(管理業務主任者としてすべき事務の特例)

第七十八条 マンション管理業者は、第五十六条

第一項ただし書に規定する管理事務以外の管理事務については、管理業務主任者に代えて、当該事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者をして、管理業務主任者としてすべき事務を行わせることができる。

(書類の閲覧)

第七十九条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該マンション管理業者の業務及び財産の状況を記載した書類をその事務所ごとに備え置き、その業務に係る関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならぬ。(秘密保持義務)

第八十条 マンション管理業者は、正当な理由がない、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理業者でなくなり後においても、同様とする。

第四節 監督

(指示)

第八十一条 国土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該マンション管理業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、管理組合又はマンションの区分所有者等に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、マンション管理業者として不適当であると認められるとき。

四 管理業務主任者が第六十四条又は第六十五条第一項の規定による処分を受けた場合において、マンション管理業者の責めに帰すべき理由があるとき。

(業務停止命令)

第八十二条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次のいずれかに該当するときは、當

該マンション管理業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二 第四十八条第一項、第五十四条、第五十六条第三項、第七十一条、第七十二条第一項から第七十六条まで若しくは第五項、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第一項若しくは第二項、第七十九条、第八十条又は第八十

二 条第三項、第七十一条、第七十二条第一項から第七十六条まで若しくは第五項、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第一項若しくは第二項、第七十九条、第八十条又は第八十

業を営む者に対し、報告をさせることができること。

(立入検査)

第八十六条 國土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、その必要な限度で、その職員に、マンション管理業を営む者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

二 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

三 第八条第一項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣の处分に違反したとき。

五 マンション管理業に關し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代表人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が業務の停止をしてようとするとき以前二年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、役員のうちに業務の停止をしようとするとき以前二年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

(登録の取消し)

第八十三条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第四十七条第一号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

三 前条各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(監督処分の公告)

第八十四条 國土交通大臣は、前二条の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 前号に規定する場合における監督処分の公告

二 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

三 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

四 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

五 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

六 マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

七 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行うこと。

八 マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

九 マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

を目的とする一般財團法人であつて、次条に規定する業務(以下「管理適正化業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、マンション管理適正化推進センター(以下「セントナー」という。)として指定することができます。

一 職員、管理適正化業務の実施の方法その他の事項についての管理適正化業務の実施に関する計画の策定が、管理適正化業務の適正かつ確實な実施のため適切なものであること。

二 前号の管理適正化業務の実施に関する計画の適正かつ確實な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(使用者等の秘密保持義務)

第八十七条 マンション管理業者の使用者その他従業者は、正当な理由がなく、マンションの管理に関する事務を行つたことに関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理業者の使用者その他従業者でなくなつた後ににおいても、同様とする。

(証明書の携帯等)

第八十八条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用者その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させなければならない。

(登録の失効に伴う業務の結了)

第八十九条 マンション管理業者の登録がその効力を失つた場合には、当該マンション管理業者であつた者又はその一般承継人は、当該マンション管理業者の管理組合からの委託による管理事務を結了する目的の範囲内においては、なおマンション管理業者とみなす。

(適用の除外)

第九十条 この章の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

一 第六章 マンション管理適正化推進センター(指定)

二 第九十二条 セントナーは、次に掲げる業務を行うこと。

一 マンションの管理に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

二 マンションの管理の適正化に關し、管理組合の管理者等その他の関係者に対する技術的な支援を行うこと。

三 マンションの管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

四 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

五 マンションの管理に関する苦情の処理のための管理の適正化に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対する提供すること。

六 マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

七 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

八 マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

九 マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

一〇 マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行ふこと。

(セントナーの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力)

(センターへの情報提供等)
第九十三条 國土交通大臣は、センターに対し、管理適正化業務の実施に必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。(準用)

第九十四条 第十二条から第十五条まで、第十八条第一項、第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十五条、第二十八条(第五号を除く。)及び第二十九条の規定は、センターについて準用する。この場合において、これらの規定中、「試験事務」とあるのは「管理適正化業務」と、「試験事務規程」とあるのは「管理適正化業務規程」と、第十二条中「名称又は主たる事務所」とあるのは「名称若しくは住所」、第十三条第一項中「指定試験機関の役員」とあるのは「管理適正化業務に従事するセンターの役員」と、第十四条第一項中「事業計画」とあるのは「管理適正化業務に係る事業計画」と、同条第二項中「事業報告書」とあるのは「管理適正化業務に係る事業報告書」と、第二十四条第二項第一号中「第十一条第三項各号」とあるのは「管理適正化業務に係る事業計画」と、同条第七号及び第二十一条第一項中「第十一條第一項」とあるのは「管理適正化業務に係る事業報告書」と、第二十八条第一項中「その旨」とあるのは「その旨(第一号の場合にあっては、管理適正化業務を行う事務所の所在地を含む。)」と、同条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第九十二条」と読み替えるものとする。

第七章 マンション管理業者の団体(指定)

国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行ふ者として指定することができる。

前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 社員の営む業務に關し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。

二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。

三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に從事し、又は從事しようとする者に対する研修を行うこと。

四 マンション管理業の健全な発達を図るために調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

3 指定法人は、前項の業務のほか、国土交通省令で定めるところにより、社員であるマンション管理業者との契約により、当該マンション管理業者が管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費、修繕積立金等の返還債務を負うこととなつた場合においてその返還債務を行なうことができる。

2 指定法人は、管理組合等から社員の営む業務に関する苦情について解説の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

1 指定法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 指定法人は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 社員は、指定法人から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 指定法人は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、社員に周知させなければならない。

2 指定法人は、保証業務を行う場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。

3 前項の承認を受けた指定法人は、保証業務を行ふことは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める。

4 指定法人は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、社員に周知させなければならない。

(保証業務の承認等)

第九十五条 指定法人は、保証業務を行ふ場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める。

(保証業務の承認等)

第九十六条 指定法人は、管理組合等から社員の営む業務に関する苦情について解説の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

1 指定法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることがある。

2 指定法人は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 社員は、指定法人から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 指定法人は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、社員に周知させなければならない。

(設計図書の交付等)

第九十七条 指定法人は、保証業務を行ふ場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める。

(保証業務の承認等)

第九十八条 前条第一項の承認を受けた指定法人は、その保証業務として社員であるマンション管理業者との間ににおいて締結する契約に係る保証債務の額の合計額が、国土交通省令で定める

2 前項に定めるもののほか、宅地建物取引業者は、自ら売主として人の居住の用に供したことがないものに限る。(以下同じ。)を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に關する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。

1 前項に定めるもののほか、宅地建物取引業者は、自ら売主として人の居住の用に供する独立

画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(承認を受けた日の属する事業年度にあつては、その承認を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の保証業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (改善命令)

国土交通大臣は、指定法人の第九十五条第二項又は第三項の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

2 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、指定期間内に改善がなされず、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができないときは、(指定の取消し)

第一項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 指定法人は、町村及びその長は、当該町村の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わってマンション管理適正化推進行政事務(第二章及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされるもの)を執行する。

2 町村及びその長が前項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

2 都道府県及びその長が前項の規定による協議をした町村の長は、マニ

ション管理適正化推進行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

2 町村及びその長が第一項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理する場合におけるマンション管理適正化推進行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

部分がある建物を分譲する場合においては、当該建物の管理が管理組合に円滑に引き継がれるよう努めなければならない。

(権限の委任)

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(町村によるマンション管理適正化推進行政事務の処理)

町村及びその長は、当該町村の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わってマンション管理適正化推進行政事務(第二章及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下この条において同じ。)を処理することができる。

町村及びその長が前項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

町村及びその長が前項の規定による協議をした町村の長は、マニ

ション管理適正化推進行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。

町村及びその長が第一項の規定によりマンション管理適正化推進行政事務を処理する場合におけるマンション管理適正化推進行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

で定める者を管理業務主任者とみなして、第五十六条（第一項ただし書を除く。）第七十条、第七十二条第一項から第三項まで及び第五项、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項、第七十九条、第八十条、第八一条（第二号を除く。）第八十二条、第八十三条（第二号を除く。）並びに第八十五条から第八十九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに前条第一項から第三項まで、第六十条第二項ただし書の規定の適用について、第六条第一項中「事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者」とあるのは、「成年者である専任の管理業務主任者」と、同条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは」とあるのは、「この法律の施行の際事務所が同項の規定に抵触するときはこの法律の施行の日から、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときはその日から」と、第八十二条第一号中「前条第三号又は第四号」とあるのは、「前条第三号」と、同条第二号中「第四十八条第一項、第五十四条、第五十六条第三項、第七十一条」とあるのは、「第五十六条第三項」と、第八十三条中「その登録を取り消さなければならぬ」とあるのは、「第五十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止を命ぜられた場合には」と、第一百六条第四号中「第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して」とあるのは、「第八十二条の規定による業務の停止の命令又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によるマンション管理業の廃止の命令に違反して」とする。

前項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止が命ぜられた場合における第三十条第一項第六号、第四十七条第二号及び第三号並びに第五十九条第一項第六号の規定の適用については、当該廃止の命令をマンション管理業者の登録の取消しの処分と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

第五条 国土交通省令で定めるところによりマンションの管理に関する知識及び実務の経験を有する者を管理業務主任者とみなして、第五十二条第一項ただし書を除く。）、第七十条、第七十二条第一項から第三項まで及び第五项、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項、第七十九条、第八十条、第八一条（第二号を除く。）第八十二条、第八十三条（第二号を除く。）並びに第八十五条から第八十九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに前条第一項から第三項まで、第六十条第二項ただし書の規定の適用について、第六条第一項中「事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者」とあるのは、「成年者である専任の管理業務主任者」と、同条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは」とあるのは、「この法律の施行の際事務所が同項の規定に抵触するときはこの法律の施行の日から、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときはその日から」と、第八十二条第一号中「前条第三号又は第四号」とあるのは、「第五十六条第三項」と、第八十三条中「その登録を取り消さなければならぬ」とあるのは、「第五十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止を命ぜられた場合には」と、第一百六条第四号中「第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して」とあるのは、「第八十二条の規定による業務の停止の命令又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によるマンション管理業の廃止の命令に違反して」とする。

前項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止が命ぜられた場合における第三十条第一項第六号、第四十七条第二号及び第三号並びに第五十九条第一項第六号の規定の適用については、当該廃止の命令をマンション管理業者の登録の取消しの処分と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

ると認められる者でこの法律の施行の日から九月を経過する日までに国土交通大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、第五十九条第一項に規定する試験に合格した者で管理事務に関する国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するものとみなす。この場合における第六十条第二項ただし書の規定の適用について、第六条第一項中「試験に合格した日」とあるのは、「附則第五条に規定する国土交通大臣が指定する講習会の課程を修了した日」とする。

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。
 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第十三条 第十二条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「この条において「新マンション管理適正化法」という。)第四十一条又は第六十条第二項本文の登録を受けようとする者は、第十二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新マンション管理適正化法第四十一条の第一項又は新マンション管理適正化法第六十条の二において準用する新マンション管理適正化法第四十一条の八第一項の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

第十四条 第十二条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「この条において「新マンション管理適正化法」という。)第四十一条又は第六十条第二項本文の登録を受けようとする者は、第十二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新マンション管理適正化法第四十一条の第一項又は新マンション管理適正化法第六十条の二において準用する新マンション管理適正化法第四十一条の八第一項の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続そ

法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭講習は、その受けた日から起算して六月を経過するまでの間は、新マンション管理適正化法第六十条第二項本文の登録を受けた者が同項本文の規定により行う講習とみなす。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理制度法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

二から四まで 略

五 附則第三十七条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における「同じ」）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月二八日法律第四八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第九条の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日又はこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）のいずれか遅い日

設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調査に関する科目

三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者